

全労済協会だより

vol.38

CONTENTS

- 「希望のもてる社会づくり研究会」報告(第12回)..... 1
2008年11月からスタートした「希望のもてる社会づくり研究会」(第12回)の概要をご紹介します。今回は招聘講師 アンドリュー・デウィット氏(立教大学経済学部教授)からテーマ「エネルギー転換のポテンシャルと必要性」の講演を受けて、意見交換を行いました。
- 「地域社会研究会」報告(第4回)..... 5
2009年9月からスタートした「地域社会研究会」(第4回)の概要をご紹介します。今回は、青木勝委員(長岡市山古志支所長)からテーマ「山古志の復興と地域づくり」の報告を受けて、各委員との間で質疑応答が行われました。
- 第123回理事会報告..... 8
3月1日(月)開催の理事会報告です。
- 「研究報告誌」を刊行しました。..... 9
●公募研究シリーズ⑩
「NPOにおける若者の就労支援に関する調査研究『生きる価値の再構築』～NPOで働く若者からはじまる市民社会の創造～」(認定特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター事務局長 加藤志保氏を代表とする共同研究)を刊行しました。
- 審査委員会、裁定委員会報告..... 9
- シリーズ 慶弔(自治体提携用) 共済Q&A⑮..... 10
「共済金の支払金額について」
- コラム「暮らしの中の社会保険・労働保険⑦」..... 11
2010年度の年金額(その1)
- 全労済協会統合5周年記念事業のお知らせ..... 12
「いま、地域を考える」をテーマに、記念講演会およびシンポジウムを開催します。
- 全労済協会からのお知らせ..... 12
●当面のスケジュール

「希望のもてる社会づくり研究会」報告(第12回)

全労済協会が実施している「希望のもてる社会づくり研究会」の第12回研究会を12月25日(金)に開催しました。その概要をご紹介します。今回は立教大学経済学部教授のアンドリュー・デウィット氏を講師として招聘し、テーマ「エネルギー転換のポテンシャルと必要性」の講演を受け、各委員との間で意見交換が行われました。

▶ 第12回研究会(2009年12月25日開催)

(主な議題) ●講演「エネルギー転換のポテンシャルと必要性」 アンドリュー・デウィット氏

【アンドリュー・デウィット氏のプロフィール】

▶立教大学経済学部教授。政治学博士。専門は政治経済学。

1959年カナダ生まれ。1997年ブリティッシュ・コロンビア大学政治学研究科博士課程修了。下関市立大学専任講師、同大学助教授、立教大学助教授を経て2006年から現職。

主な著書・論文には、『脱「世界同時不況」』(金子勝氏との共著、岩波書店、2009年6月)、『エネルギーと環境の危機—租税国家を経済的パラサイト扱いする政治を超えて—』(神野直彦・池上岳彦編著『租税の財政社会学』第4章、税務経理協会、2009年2月)がある。

デウィット講師の講演の概要

1.はじめに

- 気候変動について科学的な根拠が相次いで発表されている中、エネルギー転換を促進する「再生可能

エネルギー革命」が着々と進んでいる。グリーン市場という新しい産業分野が創出され、今後劇的に拡大すると思われる。

2. エネルギー転換の潮流

(1) 「常識」から「非常識」へ

- 日本では、太陽光・風力などの再生可能エネルギーは高コストであり、将来性が限られているという意識がいまだに根強い。しかし、エネルギー転換は経済成長の犠牲の上に成り立つというアイデアはもはや非常識となり、高い削減目標、新エネルギー等電気利用法(RPS法)、総合的な固定価格買取制度、などのエネルギー転換を促進するための諸政策が導入されている。

(2) エネルギー消費

- 人類が排出している年間の二酸化炭素量は8ギガトン(1ギガトンは10億トン)であり、その7割弱はエネルギー生産や消費による。世界全体で消費されているエネルギーの内訳は、石油26.8%、石炭26.6%、天然ガス29.9%であり、化石燃料が80%以上を占める。この現状では既存エネルギー産業の影響力が強いのは当然だ。

(3) 石油依存・輸入依存・中東依存が高い日本

- 日本は、石油への依存度が非常に高く、また政治的に不安定な中東からの輸入にほぼ100%を頼っている。

(4) 自然環境への影響

- 2007年に気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の報告書では、化石燃料依存型高度成長社会を想定して、2.4度～6.4度の気温上昇により、野生生物の4割が絶滅する最悪のシナリオを描いている。
- 学術誌「サイエンス」によると、グリーンランド氷床は急速に融解が進み、質量が2000年から2008年の間に1500立方キロメートル減少し、海面が2010年までに5ミリ上昇するという。また、英国科学誌「ネイチャー」によると、12万5千年前の間氷期と現在は気候等が類似しており、1.5～2.0℃の上昇により約7～9メートルの海面上昇を予想している。

(5) 地球の未来にとって最も重要な数値「350ppm」

- アメリカ航空宇宙局(NASA)ゴダード宇宙研究所所長のジェームス・ハンセン博士の研究チームは、大気中の二酸化炭素の濃度を、現在の387ppmから350ppm以下にまで削減する必要があると強く訴える。また、国際連合経済社会局も、ハンセン博士の警告と同様に、温室効果ガスの大気中の濃度を約350ppmに引き下げる必要があるという報告を出している。

3. エネルギー転換の規模

- 世界人口約3割の20億人は、近代的なエネルギー源に全くアクセスできない。経済発展と貧困問題の解決や、世界規模での貧富格差、都市と地方の間の格差を緩和するためにも、近代的なエネルギーを普及させることは非常に重要だ。

(1) 気候変動とエネルギーチャレンジ

- 全世界では日々3100万トンの石油が消費されており、1人当たりの消費量は55キロワット時となる。発展途上国では先進国の3分の1以下の石油消費量である。エネルギー消費は経済発展の基盤であり、途上国と先進国との格差をなくすことが必要だが、同時に持続可能なエネルギー社会への転換も求められる。
- 生活水準が上がり経済が発展するとされるエネルギー充足の消費量は、1人当たり100キロワット時レベルと言われるが、問題はそのコストである。例えば1キロワット時当たり10セントであれば、エネルギー充足のレベルを達成するために、電力、調理、暖房、交通等のエネルギー関連歳出として、毎日10米ドルが必要になる。
- 経済協力開発機構(OECD)の加盟国の大半は1人当たりの電力消費量は120キロワット時以上であるが、他方、発展途上国の多くは、15キロワット時以下だ。発展途上国の経済発展を促すためには、再生可能エネルギーのコストの削減をしつつ、電力アクセスを普及させる必要があるのだ。
- しかし、持続可能なエネルギーへの転換を促進させるには、市場任せでは不十分だ。民間投資家にとって、5年後・10年後に利益が出るような事業は投資対象として望ましくないからだ。
- 特に発展途上国では将来的なエネルギー市場のポテンシャル(潜在性)は非常に大きい、開発段階でかかるコストとリスクもまた圧倒的に大きい。規模の経済性などを活かすためには、公的部門が低炭素技術・インフラへ大型の投資をする必要がある。
- 例えば、太陽光パネルの製造・商品化は非常に高コストだが、公的部門が、技術開発や商品化を奨励する適切な支援体制を整えることで、普及すれば一定の価格にまで下げることが可能だ。
- また、国際レベルでは、2009年に設立された国際再生可能エネルギー機関が、発展途上国の公的部門に、再生可能エネルギー源の技術的な選択肢や、普及のための効果的な政策に関する情報を提供している。

(2) もう一つの難題…迫り来るピークオイル?

- エネルギー転換が必要に迫られている要因として、温室効果ガス濃度の問題の他に、ピークオイルの問題がある。

① ピークオイル説について

- ピークオイル説とは、有限資源の石油がいつかはピークに達するという論説であるが、既存のエネルギー産業はこれをかたくなに否定している。
- 1956年に原油地勢学者のハバードは、65年～75年

の間に全米の石油ピークが起こることを米国石油学会で発表した。後になって、1970年代初頭には米国生産量のピークに達していた事が明らかになった。

- 石油需要がこのまま続けば、大型油田が新規に発見されない限り、従来型の供給能力は2015年から2020年までにピークアウトする、と様々な予想や警告が出ている。

②石油生産能力と高まる石油需要

- 現在、石油生産能力がピークアウトしているかは確かではないが、生産能力が危機的状況に陥ることと価格急騰の要因は政治や経済にありそうだ。
- 生産能力があるはずの、イラク、ベネズエラ、ロシア等の国々は、様々な原因で余力はないと発表している。また、将来の増産も難しいようで、現実には生産量は下降している。
- 石油生産が厳しい状況の中、中国は8%を超える経済成長率であり、石油輸入量が増加する一方である。同国の石油輸入量は、2008年は1日当たり387万バレルだったが、2009年の7月には460万バレルにまで高騰を見せ、2008年よりも20%高い数値となった。
- 2009年12月の原油市場状況によると、11月の石油需要は2008年同月に比べて18.7%増加した。

③キャリー・トレード

- 今回のバブル崩壊を予想したニューヨーク大学のヌリエル・ルビーニ教授は、全世界的な不況の要因はリーマン・ショックよりも石油価格の急騰にある、と述べている。また、価格高騰の要因は、ピークオイル等による供給能力の問題ではなく、先進国でのゼロ金利政策により、世界中で非常に大きなキャリー・トレード(金利の低い通貨で資金を調達し、金利の高い通貨で運用して利ざやを稼ぐ手法)が起き、商品等の資産へ過剰投資が行われているためだ、と指摘する。

④国際エネルギー機関の「世界エネルギー展望」

- 国際エネルギー機関は石油供給について楽観的な立場であるようだが、実際には供給能力の心配をしている。同機関の2009年年次レポート「世界エネルギー展望」では、温室効果ガスの排出量が今のまま続けば、将来、濃度が過去4000万年間で最高の約1000ppmにまで上がるだろう、と予想している。
- また、「世界エネルギー展望」には、温室効果ガス濃度を450ppmに抑えることを目標に試算した「450シナリオ」が提示されている。同シナリオでは、濃度は2035年に510ppmでピークに達し、10年程横ばいが続いた後455ppmまで減少し、一方、温室効果ガス排出量は2020年に30.9ギガトンでピークを迎

え、2030年までに26.4ギガトンまで徐々に下がる、としている。

- 「450シナリオ」を達成するためには、2010年から2030年の間に、低炭素型発電能力に6兆6000億米ドルを投資する必要がある。そして、その内再生可能エネルギーへの投資割合は72%だ。
- 生産能力に限界はないと強調する国際エネルギー機関でさえも、角度を変えて見れば、エネルギー転換は必要であると報告しているのだ。

4.固定価格買取制度

(1)先駆者ドイツの状況

- 固定価格買取制度とは、電力の買取価格(タリフ)を法的に定め、電力会社が再生可能エネルギー源による電力を全量買い取る制度である。ドイツが先駆けであり、すでに70の国や地域で導入されている。
- ドイツでは、1990年に固定価格買取制度が導入され、2000年に大幅に改正された。助成水準が高く、保証期間も20年など、設備導入のインセンティブが豊富である。対象となるエネルギー源は、太陽光・風力・地熱・バイオマス等のすべての再生可能エネルギー源であるため、「総合的」な制度と呼ばれている。

(2)世界の動き

- 国際エネルギー機関は、固定価格買取制度には消極的な態度だったが、2008年6月に発表した報告書で、再生可能エネルギーを大幅に普及させなければならないと表明し、その普及促進策として固定価格買取制度が他の制度よりも優れているとした。
- 2008年に米国やカナダの多くの州政府が固定価格買取制度の導入を本格的に検討し始め、現在までに米国12州・カナダ1州・数都市で取り入れられている。
- 2009年9月にカナダのオンタリオ州は、制度をより総合的に改善して導入した。具体的には、保証期間は20年で、対象エネルギー源の範囲が広い等、地方経済の活性化も重視されている。同州では、2014年に全ての石炭火力発電所の閉鎖を決定しており、再生可能エネルギー普及に躍起だ。
- 21世紀のための再生可能エネルギー政策ネットワーク(REN21)の2009年10月の発表によると、中国は全国的に総合的な制度を導入しているようだ。また、2009年10月上旬にはインドが総合的な制度を採用した。EUを含めて、現時点で世界人口の3分の1が固定価格買取制度による再生可能エネルギーを普及させていることになる。

(3)日本の状況

- 2009年10月に、日本地熱学会は「旧政権による政策

では太陽光発電だけが対象とされ、かつ、非常に限定的な運用が想定されている」として、効果的な固定価格買取制度の導入を期待する提言を出した。

- しかし、電力業界等からの反発は依然強い。再生可能エネルギー負担分を電力料金だけに上乗せして電力消費者から徴収するのではなく、「エネルギー全体への上乗せや、税金での負担などのあり方について議論すべきだ」と主張している。

(4) ドイツでの最近の動き

- 太陽光パネルの設備費用は、特に中国での太陽光パネルの大量生産化により、ドイツ企業の費用削減ペースよりも早く急落している。
- この影響により、ドイツのエネルギーの消費者協同組合は、2009年10月8日、太陽光の固定価格買取制度の支援割合の削減に反対を表明した。同制度は、長期的なリターンを前提にして、新たな産業分野を育成することを目的としたものであり、巨額投資の意味を持たせるためにも、支援割合を削減せずに制度を推進し続けるべきだ、と同組合は主張する。
- 旧東ドイツ地方を中心に州政府からも、支援割合削減反対の声が挙がっている。これは、太陽光発電等の再生可能エネルギービジネスが活発であり、州の重要な経済構造の一部にすでに組み込まれているためだ。
- ドイツでは2008年時点で27万8千人がグリーン市場で雇用されており（前年比12%増加）、再生可能エネルギー発電の設備投資として2008年に130億ユーロが投入された（前年比19%増加）。また、2007年に環境産業はドイツのGDPの8%を占め、2020年には14%に増加すると予想されている。
- 固定価格買取制度を初めて導入したのは自由党政権のときである。同党のマニフェストには再生可能エネルギー拡大の奨励を続けることを明記しており、今後再生可能エネルギーの発電量が増加しても、無制限・優先的にその全てを購入しなければならないと定める「再生可能エネルギー法」を支持する構えである。また、新政権は、再生可能エネルギーの供給能力が拡大する程、既存の石炭火力発電所等を縮小・閉鎖するシナリオを容認している。
- ドイツでは、固定価格買取制度がエネルギー転換を促進し、第三次産業革命をもたらしたという認識が、連邦政府、地方自治体当局、政党等や、社会全体に広く強く染み渡っている。

5. 日本での見通し

(1) 政治主導への転換

- 日本の固定価格買取制度は、太陽光・風力・地熱・バ

イオマス・波力などの再生可能エネルギー源を支援していないため、「総合的」な形ではない。

- 民主党はマニフェストに「総合的」な買取制度を導入すると公約したが、麻生政権が導入した現在の固定価格買取制度の変更についてはまだ動き出していないようだ。
- 制度が優れているから採用される訳ではなく、政治が制度を決定するのだ。固定価格買取制度等の政策は、将来の経済を形作る。
- 例えば、フランスの固定価格買取制度は限定的で、家庭用太陽光パネルへの支援も軟弱だ。政策の決定過程で大手エネルギー業者の意思が反映しているため、限定的・集中的なものになる危険性がある。

(2) ビジネスチャンス

- 「週刊エコノミスト」12月22日新春特大号の特集「2010年代に伸びる産業」では、環境分野が今後拡大する、と述べている。世界経済の規模は60兆米ドル弱で、そのうち1割の6兆米ドルをエネルギー取引市場が占めており、おそらく世界最大のビジネスであろう。
- また、12月17日付の日本経済新聞では、「矢野経済研究所の風力発電システム市場に関する調査結果」として、鳩山政権が公約として掲げる再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度が2011年度以降に開始されると仮定した場合、国内の風力発電システム市場は2015年度に電力容量ベースで966.5メガワット（2008年度比の約5.4倍）、出荷金額ベースで1096.9億円（2008年度比の約3.8倍）になるだろう、と予測している。
- 福田哲郎外務副大臣は、雑誌「Voice」（2009年12月号）で、エネルギー転換はビジネスチャンスだと述べ、これまでの政策導入が極端に少ないため、世界レベルのビジネスチャンスに取り残されることを懸念している。

(3) 外部性

- ある者の行動が周囲に影響を及ぼすことを「外部性」というが、現在の炭素集約型産業は高コスト・高リスクであり、価格も今後段階的に上昇すると予想され、「負の外部性」が大きい。しかし、エネルギー転換を達成できれば、様々な「正の外部性」が考えられる。

(4) 日本への提言

- 総合的な固定価格買取制度の導入の必要性があると私は確信する。制度導入とともに、エネルギー転換を更に促進する。例えばスマートグリッド（最新の電力技術とIT技術を駆使して、効率よく電気を供給する電力網）等の政策やインフラの整備を進めれば、日本の各地域にあるポテンシャルエネルギー源をビジネスチャンスとして活かすことができるだろう。また、

持続可能で安価なエネルギーを軸とした経済の構築も可能になるだろう。

- 制度導入を重視すべき理由は、ドイツ・米国・中国ではエネルギー転換のために様々な制度が導入され、「次代のリーダーシップ奪取のためのレースがすでに始まっている」状況であるからだ。

に始まっている」状況であるからだ。

- 適切な政策をデザインすることで、各地域・各家庭にビジネスチャンスを与えることが可能になる。政権交代が果たされたからには、適切な政策を導入するように、社会全体が政権に圧力をかけて行くべきだ。

質疑応答(抜粋)

- Q. 今回の発表では、固定価格買取制度がエネルギー転換を支えていく重要な政策だと位置づけられていたが、環境税と排出権取引といった環境政策はエネルギー転換とは関係がないのか。

- A. 再生可能なエネルギー分野の成長を支援・奨励するというのであれば、やはり総合的な固定価格買取制度を導入すべきだ。

- Q. 日本では新しい産業の創出の方針が打ち出されないのはなぜか。

- A. 総合的な固定価格買取制度を導入して、スマートグリッドなどが整備されると、分散型の発電(電気を利用するところで再生可能エネルギーを利用して発電をすること)になる可能性があり、既存のエネルギー業界に新たな競争相手が出てくることになるので、あまり積極的ではないのだろう。

- Q. なぜ、太陽光パネルなどの促進のための補助金制度を進めるなどの方向に向かわないのか。

- A. 補助金制度はあったがやめてしまった。家庭用の太陽光パネルの補助金をカットして、そのかわりとして総合的な買取制度を導入すべきだという主張もある。

- Q. 固定価格買取制度を導入するとしても、それだけでは買取をしないのではないのか、何か強い規制が必要ではないのか。

- A. 例えば、米国カリフォルニア州には固定価格買取制度があるが、同州は2020年までに総電力量に占める割合33%を目標にして、再生可能エネルギーの導入を進めている。また、ペンタゴン(米国国防総省)は、基地を整備して太陽熱発電所として使い始めており、基地の消費分を差し引いた残りの電力をカリフォルニア州に販売する予定がある。これは財政事情ということもあるが、同時にビジネスチャンスでもある。

- Q. グリーン産業と、雇用や男女平等の問題はどのように関係があるのか。

- A. 風力発電所等により、建設業だけでなく、それを維持・管理する等の職業が幅広く創出され、雇用のチャンスが増える。また、ポジティブアクション(女性などの弱者の不利な状況を是正するための改善行動)を促進することにより、男女平等の問題もある程度緩和できると思う。

(文責：調査研究部)

「地域社会研究会」報告(第4回)

全労済協会の調査研究活動の一環として設置している「地域社会研究会」の第4回研究会を1月18日(月)に開催しましたので、議事の概要をご紹介します。今回は、青木勝委員(長岡市山古志支所長)より報告があり、当該報告に基づいて各委員との間で質疑応答が行われました。

▶ 第4回研究会(2010年1月18日(月)開催)

(主な議題) ● 委員報告「山古志の復興と地域づくり」 青木勝委員

【青木勝氏のプロフィール】

▶ 長岡市山古志支所長。

1950年生まれ。1974年山古志村役場採用。主に中山間地対策および過疎対策担当を歴任し、2004年10月の中越大地震発生時は企画課長として対応に当たる。長岡市への編入合併後、長岡市復興推進室次長、山古志地域復興推進室長などを経て、2007年4月より現職。また、手堀りトンネル「中山隧道」保存のため隧道文化基金を創設、事務局長として映画『掘るまいか—手堀り中山隧道の記録』(2003年)の制作に携わる。

1. 日本の過疎対策の変遷

阪神淡路大震災からはや15年、山古志も震災から5年が経過しました。阪神淡路とは違い、山古志村の場合は、中山間地かつ過疎地域を襲った初の地震災害でした。私は、山古志のような過疎地域が震災からの真の復興を果たすには、いわゆる日本の過疎対策の総決算を行わないといけないのではないかと考えております。そこで今日は、山古志の震災復興プランの理念を、日本の過疎地域政策の変遷を交えながらお話します。

日本の過疎対策は、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」に始まり、「過疎地域振興特別措置法」「過疎地域活性化特別措置法」と3次にわたる立法を行いまして、現在は「過疎地域自立促進法」が最新ということになっております。いずれも議員立法で行われまして、その間に色々な事業が行われました。過疎地域対策事業は、「産業の振興」「交通通信体制の整備」「生活環境の整備」など、ハードに関する事業が殆どです。山古志村で昭和45年以降実施した過疎対策の事業費は、総額で128億円を超えます。最も大きいのは「交通通信体系の整備」で42億円、「教育文化施設の整備」で23億円、「産業の振興」で20億円、「生活環境の整備」で15億円となっております。交通通信体制の整備では、かつては道路の整備に非常に大きな比重がかかっておりましたが、平成12年に作られた最終的な自立促進計画の中では、道路よりもむしろ情報網の整備に比重が置かれていました。

一方で、山古志村の財政力指数は、平成7年度で0.096、平成10年度で0.105と、極めて低い状況でした。また、村の村税収入はごく僅かで、予算総額の3分の2を地方交付税交付金に頼るとい状況は40年間不変でした。このように、財政力指数の低い地域でこれだけの事業が行えたのは、ひとえに過疎対策事業の大きなところですね。高度経済成長の中で地域がどんどん疲弊していったときに、地域格差の是正という政策目的のもと過疎対策事業として予算が付かなかつたら、間違いなく前述の事業の殆どは実施できなかっただろうと思います。ところが山古志では、この40年間にわたる過疎対策の集積が、平成16年の震災で顕在化することとなったわけです。

2. 「投資」としての過疎対策の意義

過疎対策事業をどういうふうに総括すべきか。いろいろと考え方はあるんでしょうけれども、一つには、過疎対策事業によって、財政力指数の低い過疎地域においても生活基盤をある程度確保することができたわけです。つまり、過疎対策というのは「都市から地方への投資」と

いう役割が確実にあったと考えております。山古志はそれが震災によって壊滅的な被害を受けたわけですが、我々が山古志をどういう形で復興していくのかと考えたとき、「中山間地域の役割とは何か」ということを今の時代の中で考えていかないと、世論はついてこないだろうと考えました。先ほど山古志村では過疎対策に128億円使われたとお話しましたが、これを「都市からの投資」と考えると、やはりある程度の“配当”を都市に還元しなければいけないわけです。そのところで、「中山間地の果たす役割」というのが「都市への配当」になり得るかどうか。これが国民に納得してもらうための重要な鍵になると思います。

そういう意味では、復興プランを作るときに、私どもは「千載一遇のチャンス」だと書きました。この震災からの復興というのは、日本全体の国土経営の中で地域がどういう役割を果たし得るかということ、地域の側から提示できる最後のチャンスではないかと。ここを逃してしまうと、これまでの過疎地域は無意味なものになってしまふという危機感を持っています。この40年間過疎地域が抱えてきた問題の殆どが、これから都市部で顕在化することは必至です。そうした問題を解決するためにも、中山間地域の役割を再度きっちり踏まえることが今後の大きな課題になると思います。

3. 「配当」としての中山間地の有効活用

さて、山古志復興プランの策定に当たり一番大きな問題となったのが、前述の「中山間地域の果たすべき役割は何か」ということでした。日本には、37万平方キロの国土に1億2,000万の人間が暮らしていますが、国土の7割が中山間地で、そこに総人口の15%が住んでいます。つまり都市部に人口の85%が集中していますが、少子化と高齢化の進展によって人口構成は今後極めてアンバランスな状況になります。このアンバランスをどう解消するかというときに、“投資先”としての中山間地の役割が間違いなく出てくる、いや、出てこなければならぬと考えております。

都会で60歳を過ぎて定年を迎えると、もはや都会では誰も高齢者に対する対価を払ってくれなくなります。そういう人達が地方に展開できる仕組みを作ることがまず重要だろうと考えます。そうしないと、高齢者がこれまで培った知識や技術というものを活用する道が無くなります。都会で定年になったら後は年金を貰って暮らすだけというのでは、80歳を超える平均寿命を有する日本人の生き方としてはあまりにも寂しい。そうではなくて、

定年後の数十年間をどう活動するか。その活動拠点を地方が担わなければいけないのではないかと。これはまさに、山古志や東北等で行われてきた「出稼ぎ」と同じ発想です。40年間都会に出稼ぎに行っていたものと考えて、今度は地方に帰ってこれまでの知識や技術を再度活用できるような仕組みが必要なのではないか。そのときに、中山間地の暮らし方というのが実は非常に大きな意味を有するわけです。これまで40年間都会から投資を受けてきた過疎対策なり地方対策を、ここでようやく活かせる体制が出来てきているのではないかと私は考えます。都会に居たときと同じ生活を地方で行う必要はないんです。地域で自分の知識と経験とを活かしながら、一枚の田んぼを確保して、数本の本を植えて生活する。このことが、自分の役割を果たしつつ、国土を保全しつつ、また生きがいにもなる。今まで日本人がやってきた「山の暮らし方」というのは、実は高齢者にこそ一番向いている生活様式ではないでしょうか。

私どもがもう一つ重要視したのは、「集落機能の再生」でした。中山間地で暮らすためには、高齢者でも安心して暮らせる仕組みが必要となります。山古志のように毎年3メートルも雪が積もる自然条件の厳しいところでは、

一人一人が個別に暮らすのではなく、集落機能を確保することが肝要です。震災時の教訓から、集落における自治組織の存在は、ここで暮らすための知恵であったことに気がきました。そういう機能に再度光を当てることによって、高齢者の方々が生き生きと暮らす仕組みというのが作れるのではないかと考えます。日本の地方は、かつては相当数の人口を抱えていましたが、現在はピーク時の3分の1ないし4分の1に減っています。しかし、当時を経験している高齢者がまだ相当数います。中間山地での生活に意味があるということであれば、故郷に回帰していくことも十分に可能なのではないかと考えております。

日本には、高度化した人間が1億2,000万人もいるわけですから、みんなが安心して暮らすためには、日本の国土を有効に使っていく必要があります。少子高齢化によって、都市に高齢者が余る時代は確実に来ます。都市の負担を軽減するとともに、高齢者が地域で生き生きと活動できる仕組みを作るためには、せっかく過疎対策として長年投資した中山間地というものを再度見直して、それらを有効活用するための仕組みを作っていく必要があると私は考えます。

質疑応答(抜粋)

■Q.都市の住民を中山間地に来て暮らしてもらう仕組みとして、具体的にどのような方策を行っているか。

■A.中山間地あるいは過疎地において多様な活動ができる仕組みを作ることを目的に、平成19年に「山の暮らし再生機構」という財団を設立した。具体策については現在検討中である。

■Q.青木さんの構想を実現するとすると、その地域の出身者で都会に出て行った者の中から帰ってきそうな人をリストアップするのが手取り早いと思うが。

■A.日本の場合、北と南では自然条件がものすごく違うこともあるため、やはり当該地域の出身者が可能性としては強い。親あるいは自分の出身地であれば、その地域での暮らし方というのは基本的に分かっているわけだから、そういう地元出身者が帰ってこられるような仕組みを作っていくのが早いと考える。

■Q.地方に移住するに際し、どのような障害が予想されるか。

■A.いま現在都会に出ている若者に聞いてみると、年を取ったらいずれは帰りたいんだけど、住宅がないとか、田んぼがないとか、そういうところで難色を示している。しかし、田んぼはこれからどんどん余ってくるし、実は住宅も余ってくる。それらを上手に活用すれば、ハードルは低くなるのではないかと。

また、孤立する不安を和らげることも必要と考える。我々の復興プランの中で計画した被災者公営住宅も、集落の中に溶け込んで景観を成すような棟割りにしている。これはあくまでも被災者住宅だから、復興とともに空きが出てくる。これらを上手に活用して、都市からの「ターン」を受け入れるような形に使っていきたいと考えている。

■Q.地方に移住するとすると、医療体制を心配する声が多いが。

■A.高齢者が一番気にするのが医療制度だが、特別養護老人ホームなどの施設は、実は都会よりも地方の方が結構充実していたりする。また、都会の人とはとにかく最先端医療がいつでも受けられる体制でないと安心しないが、人生で最先端医療が本当に必要となる局面は実はそれほどない。山古志は診療所にドクターが1人いるだけだが、元気なお年寄りや日常的な管理のみで済ませ、ドクターだけで手に追えない局面では他の病院に搬送する体制を整えている。

■Q.過疎対策というと、定住人口をいかに増やすかということに主眼が置かれるが、その辺はどのように考えているか。

■A.住まい方には色々あって良いと考える。夏場の時期だ

け住むというライフスタイルも、地域を荒らさず継続させていく上では財産になる。そういう意味では、すべてを定住という括りで考える必要はないと思う。

■Q.地域に戻って成功している人達の具体例など、田舎に帰るとメリットがあるということをもっとアピールすべき。あと、若い人が地域に根付くためには、生活の基盤となる就職先やら何やらがないとなかなか難しいのでは。

■A.そのとおり。UターンやIターンの仕組み作りが難しいのは、そういう要因も大きい。今の若い人達は地元志向が意外に強いものの、地元ではなかなか就職できないことがネックになっている。

■Q.山古志の方々は、新しく移住してくる人達をどう受け止めているのか。

■A.震災を機に、住民の意識は相当変わった。今まではやや閉鎖的だという見方もあったが、外で避難生活を体験して日本中の色々な人たちと交流するようになったのを機に、そういう部分は相当希薄になってきた。また、今の山古志の住民にとって、山古志で生活することは「当たり前の日常」ではなく、「山古志で生き、山古志で死にたいから帰ってきた」という意識が非常に強い。震災前に比べると、復興のためには色々しなければいけないという機運は相当高くなっている。

■Q.山古志は震災後に長岡市と合併したのだから、移住受け入れを進める上では、山古志だけでなく長岡

も含めた施策が必要ではないか。

■A.仰せのとおり。合併の効果を高める観点からは、移住希望者を長岡市の中心市街地に招くことも検討している。例えば、長岡でマンションを買えば山古志の棚田を1枚付けるとか。そうすれば、長岡市の中心市街地という都市の利便性を確保しつつ生活の中に自然を取り込むような暮らしが可能になるし、山古志と長岡双方が活性化する。長岡市の中心市街地に都会から100世帯入るだけでも、市街地の雰囲気は変わってくる。実際、都市の生活をそっくり捨てて地方に帰ろうという人は殆どいないわけだから、これは、地域政策における地域のプロモーションという観点からも重要な示唆ではないか。

■Q.これからの市町村は、自分たちの地域をどう形成をしていくかを真剣に考えないといけない。そういう意味では、地域の独自色をどう打ち出していくかが、ここ3年から5年の大きな課題ではないかと思う。

■A.私もそう思う。過疎地域に40年間投資してきた資源をベースに、それをどういう形で活かしていくかという視点が必ず求められる。ただし、どう活かすかという発想は地域が自分で考えなければならないから、地域の発想力によって、たぶんパイのぶん取り合いみたいな形にならざるを得ない。それこそ「地域力」が試される正念場になるのではないか。

(文責：調査研究部)

第123回理事会報告

2009年度上半期業務報告および中間決算報告・2010年度事業計画(骨子案)を承認

3月1日、全労済協会会議室において第123回理事会を開催しました。

報告事項では「2009年度上半期業務報告及び中間決算報告(2009年6月1日～11月30日)」、「業務報告(2009年12月1日～2010年2月20日)」について確認されました。

協議事項として、「保険法施行に伴う相互扶助事業業

務方法書および細則の改定」、「2010年度事業計画(骨子案)」の提案を行い承認されました。

最後に、次回、第124回理事会を2010年5月24日(月)に全労済協会会議室にて、第125回理事会を2010年7月23日(金)にホテルサンルートプラザ新宿にて開催することを確認し閉会しました。

「研究報告誌」を刊行しました。

本誌33号でご紹介しました、認定特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター事務局長 加藤志保氏、事務局次長 林大介氏の共同研究報告について、研究報告誌を刊行しました。同報告誌をご希望の方は、当協会ホームページの「シンクタンク事業」の「発行物」ページからお申し込みください。

また、既刊の「公募委託研究シリーズ」もお申し込みを随時承っております。

▶「公募委託研究シリーズ」刊行一覧

No.	タイトル・研究者(所属・役職は刊行当時)	刊行年月
10	「NPOにおける若者の就労支援に関する調査研究『生きる価値の再構築』～NPOで働く若者からはじまる市民社会の創造～」 加藤志保(認定特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター事務局長) 林大介(認定特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター事務局次長)	2010年2月
9	「地域間格差縮小政策の貧困削減効果～『賃金構造基本統計調査』による検証～」 浦川邦夫(九州大学大学院経済学研究院講師) 橋本俊詔(同志社大学経済学部教授)	2009年12月
8	「土地・資産をめぐる格差と社会保障及び関連政策(都市・住宅・コミュニティ政策)の展望」 広井良典(千葉大学法経学部教授)・大石亜希子(千葉大学法経学部准教授) ・加藤壮一郎(千葉大学大学院人文社会科学部研究科前期博士課程)	2009年3月
7	「転職経路が機会の不平等性・所得格差に与える影響」 森山智彦(同志社大学大学院社会学研究科博士後期課程)	2009年1月
6	「就業形態の多様化と社会保険の適用状況に関する国際比較」 丸山桂(成蹊大学経済学部准教授)	2008年11月
5	「勤労女性の生活と介護の両立支援に関する研究」 橋爪祐美(筑波大学大学院人間総合科学研究科准教授)	2008年7月
4	「地域リーダー像に関する研究」 麻生裕子・後藤嘉代・会田麻里子(連合総合生活開発研究所研究員)	2007年9月
3	「地域経済社会の活性化に及ぼす文化活動の効果とその方策に関する研究」 枝川明敏(東京芸術大学音楽学部教授)	2007年9月
2	「田舎暮らしの実現のための社会システムに関する研究」 小見志郎(県立広島大学経営情報学部教授)	2007年7月
1	「若手中堅世代から見た技能・ノウハウ継承上の問題とその対策」 小川浩(神奈川大学経済学部准教授)	2007年6月

審査委員会、裁定委員会報告

2009年度第1回の審査委員会、裁定委員会が2010年1月25日(月)に合同で開催されました。

保険業法改正や公益法人制度改革関連3法への対応状況や上半期の事業状況等の情勢報告の後、各委

員の互選により審査委員長には西嶋梅治委員(法政大学名誉教授)、裁定委員長には田口康雅委員(弁護士)が選任されました。

シリーズ 慶弔(自治体提携用) 共済 Q&A⑮

Q

重度障害見舞金・障害見舞金の共済金支払額について教えてください。

重度障害の状態とは、「身体障害等級別支払割合表」の第1級、第2級および第3級の2・3・4のいずれかの身体障害の状態をいい、障害の状態とは、「身体障害等級別支払割合表」の第3級1・5および第4級～14級のいずれかの身体障害の状態をいいます。等級による共済の対象となる「共済事故の種類」および支払い割合は〈表1〉のとおりです。なお、身体障害とは、傷病が治癒したときに残存する障害をいいます。

共済金の支払額は、契約されている「共済事故の種類」・「共済金額」等によります。具体例を参考にしてください。

〈表1〉

身体障害等級別 支払割合表の等級	すべての重度障害	不慮の事故等による障害	交通事故による障害
重度障害 第1級、 第2級、 第3級2・3・4	「すべての重度障害」の 共済金額の100% (ただし65歳以上は50%) + 「増加死亡」の 共済金額の100% (65歳以上71歳未満)	「すべての重度障害」の 共済金額の100% (ただし65歳以上は50%) + 「増加死亡」の共済金額の100% (65歳以上71歳未満) + 「不慮の事故等障害」の共済金 額の100%	「すべての重度障害」の共済金額の100% (ただし65歳以上は50%) + 「増加死亡」の共済金額の100% (65歳以上71歳未満) + 「不慮の事故等障害」の共済金額の100% + 「交通事故障害」の共済金額の100%
第3級1・5	—	「不慮の事故等障害」の 共済金額の 90%	「不慮の事故等障害」の共済金額+ 「交通事故障害」の共済金額の 90%
第4級	—	// 80%	// 80%
第5級	—	// 70%	// 70%
第6級	—	// 60%	// 60%
第7級	—	// 50%	// 50%
第8級	—	// 45%	// 45%
第9級	—	// 30%	// 30%
第10級	—	// 20%	// 20%
第11級	—	// 15%	// 15%
第12級	—	// 10%	// 10%
第13級	—	// 7%	// 7%
第14級	—	// 4%	// 4%

A

例：契約内容が次の場合での共済金の支払額は…

共済事故の種類	共済金額
すべての重度障害(65歳未満)	300,000円
すべての重度障害(65歳以上)	150,000円
不慮の事故等障害	100,000円
交通事故障害	200,000円
増加死亡(65歳以上71歳未満)	150,000円

①A氏(48歳)、B氏(68歳)、C氏(80歳)がそれぞれ交通事故により重度障害の状態になった場合

●A氏(48歳)

すべての重度障害(65歳未満) + 不慮の事故等障害 + 交通事故障害
300,000円 + 100,000円 + 200,000円 = 600,000円

●B氏(68歳)

すべての重度障害(65歳以上) + 増加死亡 + 不慮の事故等障害 + 交通事故障害
150,000円 + 150,000円 + 100,000円 + 200,000円 = 600,000円

●C氏(80歳)

すべての重度障害(65歳以上) + 不慮の事故等障害 + 交通事故障害
150,000円 + 100,000円 + 200,000円 = 450,000円

②交通事故により第10級の障害の状態になった場合

「不慮の事故等障害 + 交通事故障害」の20%
(100,000円 + 200,000円) × 0.2 = 60,000円

③交通事故以外の不慮の事故等により第10級の障害の状態になった場合

「不慮の事故等障害」の20%
100,000円 × 0.2 = 20,000円

④病気(脳梗塞)により第7級の障害の状態になった場合

不慮の事故等でも交通事故でもない為、重度障害以外の障害については支払対象外です。

※表1のとおり、重度障害に該当しない第3級の1・5および第4級～第14級の障害は、「不慮の事故等障害」または「交通事故障害」に該当する場合のみ支払いの対象となります。

コラム

暮らしの中の社会保険・労働保険⑦「2010年度の年金額〈その1〉」

1月29日、厚生労働省は、国民年金(老齢基礎年金)、厚生年金の2010年度(平成22年度)年金額を前年度と同額とする旨を報道発表しました。そこで、今回は老齢基礎年金の年金額について説明します。

Q1. 来年度の老齢基礎年金はいくらになりますか。

A1. 2010年度の老齢基礎年金の額は、40年加入・保険料全額納付の場合、満額の年額792,100円(月額66,008円)が65歳から支給されます。この金額は2004年改正の国民年金法で定められた水準(以下「本来水準」という)を2.2%上回ります。これは、物価スライド特例水準(以下「特例水準」という)が適用されるためです。

Q2. 「特例水準」とはということですか。

A2. 過去の物価下落時に本来は年金額を引き下げべきところ、年金額を据え置いたことなどに起因して、本来より高い水準で年金が支払われていることを指します。具体的には次の経過と理由から2010年度の「特例水準」が前年度と同額に据え置かれました。

- ① 2000年度～2002年度に前年の全国消費者物価指数が合計1.7%下がったものの、特例として年金水準を維持しました。その後2003年度～2006年度はこの「特例水準」に前年の物価下落を反映させ、「特例水準」の年金額を毎年変更し支給してきました。
- ② 2007年度～2009年度は前年の物価が合計1.7%上がったものの、「本来水準」からのかさ上げ額を解消するため、この3年間は2006年度の「特例水準」の年金額に据え置かれてきました。
- ③ 2010年度は前年の物価が1.4%下がったものの、2005年の物価水準をなお0.3%上回っているため、引き続き2006年度の「特例水準」の年金額に据え置き支給されることとなりました。

今後は、経済成長により名目手取り賃金が上昇するなどして、「本来水準」が「特例水準」を上回れば、「本来水準」により年金額が決まりますが、物価下落が今

後も続き「特例水準」を下回るようになれば、「特例水準」自体が引き下げられます。

Q3. 「本来水準」はどのように決まるのですか。

A3. 2004年改正により、老齢基礎年金の「本来水準」は次の計算式により決まります。

$$\text{老齢基礎年金} = \text{法定額 (780,900円)} \times \text{改定率}$$

なお、「改定率」は2004年度が1とされ、以後毎年度、物価や賃金の変動に対して年金の実質価値を維持すること等の目的で「改定率」が改定されています。

Q4. 「改定率」はどのように決められるのですか。

A4. 原則として、新規裁定者(ここでは68歳未満の受給権者をいう)は「名目手取り賃金変動率」を、既裁定者(ここでは68歳以上の受給権者をいう)は「前年の物価変動率」を基準に「改定率」が改定されます。

〈新規裁定者〉

「名目手取り賃金変動率」は次の計算式で得られます。

名目手取り賃金変動率

$$= \text{前年の物価変動率} \times \text{3年度前の実質賃金変動率} \times \text{3年度前の可処分所得割合変動率}$$

ここで「3年度前の実質賃金変動率」とは、2年前と5年前の被用者年金被保険者等の標準報酬額等平均額(実質値)を比べ、3年間の平均値(3乗根)を計算したものです。この平均化により単年度の賃金変動を平均化し、年金額の大きな変動を緩和しています。

また、「3年度前の可処分所得割合変動率」とは、「0.910から3年前の9月の厚生年金保険料率の1/2を控除して得た率」を、「0.910から4年前の同保険料率の1/2を控除して得た率」で除して得た率です。なお、0.910は平成15年度の被用者世帯の可処分所得割合(年収に占める税及び年金以外の社会保険料の割合が9%であった)から定められました。保険料率の毎年引上げ期間中は0.998となり、「名目手取り賃金変動率」を毎年わずかですが引下げることとなります。

〈既裁定者〉

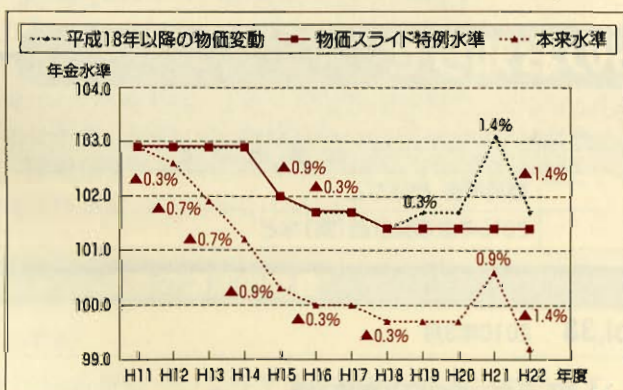
「前年の物価変動率」は次の計算式で得られます。

$$\text{前年の消費者物価指数} \div \text{前々年の消費者物価指数}$$

なお、名目手取り賃金の下落や名目手取り賃金の変動を上回る物価上昇があったときの例外規定もあり、結果的に新規裁定者、既裁定者ともに、2007年度と2009年度は「名目手取り賃金変動率」により、2008年度は「物価変動率」により、本来水準の年金額が改定されてきました。2010年度も「物価変動率」により本来水準の年金額が改定される見通しです。

(監修: 社会保険労務士 CFP®認定者 西岡秀昌)

年金水準の推移概念図(平成16年度の本来水準=100)



全労済協会統合5周年記念事業のお知らせ

◎「いま、地域を考える」をテーマに、記念講演会およびシンポジウムを開催します。

全労済協会は、2004年6月に全国労働者福祉・共済協会と全国勤労者福祉振興協会が統合してから2009年度(2009年6月1日～2010年5月末)で統合5周年を迎えました。このたび、統合5周年の記念事業として、「希望のもてる社会づくり—いま、地域を考える」をテーマとした記念講演会およびシンポジウムを開催する運びとなりました。

東京フォーラム

▶ 記念講演会『地域と防災』

- 日時 2010年5月15日(土) 13時開会
- 会場 九段会館
- 講演「大規模災害にどうやって備えるか～二度の地震の経験から～」
泉田裕彦氏 新潟県知事(中央防災会議委員)
- 鼎談「どうすすめるか、これからの地域防災」
中井 治氏 内閣府防災担当大臣(国家公安委員長)
泉田裕彦氏 新潟県知事(中央防災会議委員)
古賀伸明氏 連合(日本労働組合総連合会)会長

▶ シンポジウム『地域と活性化』

- 日時 2010年5月24日(月) 13時開会
- 会場 全労済ホール/スペース・ゼロ
- 講演「地域現場から描くソーシャルデザイン」
木村俊昭氏 農林水産省大臣官房企画官
- パネルディスカッション「地域力の創造に向けて」
〈コーディネーター〉
岡崎昌之氏 法政大学現代福祉学部教授
〈パネリスト〉
大湯章吉氏 能登乃國ゆすぎ塾塾長
猿舘祐子氏 株式会社土澤まちづくり会社理事
富永一夫氏 NPO法人フュージョン長池理事長
横石知二氏 株式会社いろいろ代表取締役社長

地域社会の活性化のためには何が必要なのか、地域防災に今後必要となる仕組みとは、そして、地域コミュニティのあり方は、人と人とのつながりを形成していくためにどのような取り組みが必要なのか等について、全労済協会のこれまでの研究成果等をもとに、東京および福岡での開催を以下のとおり予定しています。

福岡フォーラム

▶ 記念講演会『地域と協同』

- 日時 2010年5月22日(土) 13時開会
- 会場 都久志会館ホール
- 講演「地域の自立と再生」
片山善博氏 慶應義塾大学法学部教授
- 鼎談「どうつくるか、新しい地域コミュニティ」
辻元清美氏 国土交通副大臣
片山善博氏 慶應義塾大学法学部教授
笹森 清氏 労働者福祉中央協議会会長

▶ シンポジウム『地域と活性化』

- 日時 2010年6月7日(月) 13時開会
- 会場 アクロス福岡/国際会議場
- 講演「地域現場から描くソーシャルデザイン」
木村俊昭氏 農林水産省大臣官房企画官
- パネルディスカッション「地域力の創造に向けて」
〈コーディネーター〉
岡崎昌之氏 法政大学現代福祉学部教授
〈パネリスト〉
豊重哲郎氏 鹿屋市串良町柳谷公民館館長
野上泰生氏 NPO法人ハットウ・オンパク運営室長
本田 節氏 農家レストラン「ひまわり亭」代表
横石知二氏 株式会社いろいろ代表取締役社長

- 開催内容の詳細および参加申込方法につきましては、次号で改めてご案内いたします。
- 上記のプログラムの内容および出演者については、諸般の事情により変更となる可能性があります。

全労済協会からのお知らせ

▶ 全労済協会当面のスケジュール

日 時	内 容	主 な 議 題 など
3月15日(月)	第6回「地域社会研究会」開催	委員報告、討議など
4月20日(火)	第2回運営委員会	2010年度事業計画(案)など

全労済協会だより vol.38 2010年3月

発行: **全労済協会**
(財)全国勤労者福祉・共済振興協会
発行人: 高木 剛 編集責任者: 西岡 秀昌

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階
☎03-5333-5126(代表) ☎03-5351-0421 《URL》<http://www.zenrosaikyoukai.or.jp>